

# 来月から 税 の申告が始まります

2月16日(金)から市民税・都民税の申告期間となります。なお、所得税の確定申告は東村山税務署が管轄する業務となります。申告期間中に限り、市でも確定申告の受付を行いますが、相談できない内容もありますので、来庁前に必ず詳細をご確認ください。  
 ※前年の収入(所得)や控除を申告することは、市民税・都民税の税額の算定や、各種保険料の算定、福祉関連手当などの判定、課税・非課税証明書の発行をするために必要です。  
 ※期間を過ぎてから申告をした場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行時期が遅れます。普通徴収(個人納付)の場合は、納期限が過ぎると通常4回ある納期が減り、1回あたりの納税額が多くなりますのでご注意ください。  
 ▶市民税課 ☎042-460-9827・9828

申告期間  
**2月16日(金)~**  
**3月15日(金)**

**所得税の  
 確定申告をしてください**  
 (スマートフォンからがおすすめです)  
 東村山税務署 ☎042-394-6811

◆東村山税務署からのお知らせ◆

申告書作成会場

時 2月16日(金)~3月15日(金)  
 午前8時30分~午後4時(提出は午後5時<sup>※</sup>)  
 ※(土)・(日)・(祝)を除く。ただし、2月25日(日)は開設  
 ※駐車スペースはありません

入場整理券を配付します

混雑回避のため、入場は「入場整理券」の事前発行を優先とします。  
 ※当日券も配付しますが、配付状況によって受付を早めに締め切ります。  
 ※国税庁LINE公式アカウントで、日時指定の「入場整理券」が入手可能です。

確定申告書は  
 スマートフォンで作成できます

ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成・提出することができます。



詳しくはこちら▶ 確定申告書等作成コーナー

市でご相談・お預かりできる  
 所得税の確定申告書

- 提出のみの方  
 税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書
  - 簡易な申告の方  
 給与所得者の還付申告・公的年金(個人年金所得を含む)の申告<sup>※</sup>
- ※詳細は下記をご覧ください。

## 市民税・都民税&所得税早分かりチャート

- 年末調整を受けていない給与収入がある(例:中途退職・アルバイト・年収2,000万円超の方<sup>※</sup>)
- 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている
- 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をしなかった給与収入の合計が20万円を超えている
- 給与所得の年末調整は受けたが、その他の控除(医療費控除<sup>※</sup>)があり、所得税の還付が受けられる
- 公的年金等の収入が400万円を超えている
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除などの所得控除があり、所得税の還付を受けられる
- 土地・建物などの譲渡所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある
- 事業所得や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある。または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる
- 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける

※所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付を受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

一つも当てはまらない方は

- 給与収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている
- 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「公的年金等支払報告書」が支払者から市に提出されている
- 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、前年の合計所得金額が45万円以下である
- 令和6年1月1日時点で、居住地が西東京市以外の方(令和6年度の申告については、令和6年1月1日にお住まいの自治体にお問い合わせください)

一つでもチェック☑が入った方は

**申告は不要です**

※収入がない方でも申告が必要な場合があります。(例)各種保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険<sup>※</sup>)や保育料の算定・非課税証明書の発行・福祉関連手当などの判定のため

### 市で相談をお受けできない所得税の確定申告

- 下記に該当する方は、東村山税務署にご相談ください。
- 配当所得などの申告
  - 青色申告
  - 収支内訳書が未作成の事業所得の申告および不動産所得の申告
  - 土地、建物および株式などの売却による譲渡所得の申告
  - 住宅ローン控除の申告(初年度および住宅ローン控除申告書が未作成のもの)
  - 相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金所得の申告
  - 国外居住親族に係る扶養控除や市外居住の方の申告
  - 過年分や亡くなった方の申告(令和4年分以前の申告)
  - そのほか特殊な申告(例:雑損控除・災害減免・外国税額控除・仮想通貨の申告<sup>※</sup>)
- ※ご相談が必要がなく申告書の提出のみの場合は、お預かりできます。

### 確定申告の相談に必要なもの

- マイナンバーカード(マイナンバーカードがない場合、番号確認書類および

本人確認書類)

- 令和5年中の所得が分かる書類(源泉徴収票、支払調書<sup>※</sup>)  
 ※お持ちでない場合、相談をお受けできません。
  - 各種控除を申告する方は、その証明書類(原本)  
 (例)生命保険料の控除証明書、障害者手帳<sup>※</sup>
  - 作成済みの医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
  - 申告者の口座番号が分かるもの(所得税還付申告の方)
- ※昨年確定申告をされた方はその控え  
 ※提出書類は原本をお預かりするため、控えが必要な方は、事前に写しを取ってください。

### 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

これまで上場株式などの配当所得などについては、所得税と市民税・都民税で異なる課税方式(申告不要、総合課税または申告分離課税)を選択することが可能となっていました。税制改正により、令和6年度(令和5年分)から所得税と市民税・都民税で課税方式を一致させることになりました。